行政推進員の手引き

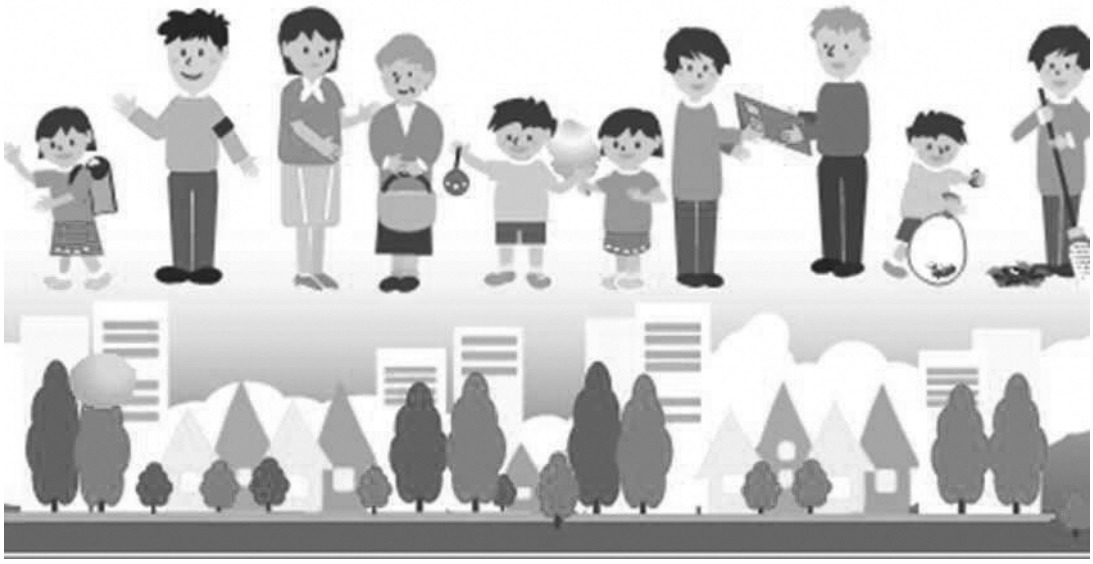

令和８年４月

南砺市市民協働部市民協働課

はじめに

行政推進員の皆様方には、日頃から広報誌等の配布や必要に応じた関係部署への申請並びに報告、要望のとりまとめなど多くの役割を担っていただき、厚く御礼申し上げます。行政推進員の制度は、市と行政区（町内会及び自治会等）との連携を図るため、市町村合併の際に始まり現在に至るまで、皆様方のご理解とご協力により、円滑に継続させていただいているところです。

この「行政推進員の手引き」には、行政推進員の皆様に知っておいていただきたい情報として、市からお願いしております各種業務や行政区が対象となる制度や補助金についてまとめて記載しています。一部には個人が対象となるような制度や補助金もありますが、住民の方からご相談等がありましたら、ご参考にしてもらえましたら幸いです。

本手引きの内容につきましては、行政推進員の皆様の声をお聞きしながら、毎年更新を行いたいと考えておりますので、お気づきの点等ございましたら、市民協働課までご連絡ください。今年度もよろしくお願いいたします。

令和８年４月

市民協働課長

目次

Ⅰ．行政推進員

１．行政推進員について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
２．基本的な役割とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
３．行政推進員を交代する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
４．広報の配布数を変更する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
５．行政推進員（自治会長・区長等）変更届・・・・・・・・・・・・P4

Ⅱ．分野別問い合わせ先

１．手　続　き
（１）要望書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5
（２）認可地縁団体・・・・・・・・・・・・・・・・P6
（３）集会場等の固定資産税の減免・・・・・・・・P7
（４）南砺幸せ未来基金からのお知らせ　・・・・P7

２．暮　ら　し
（１）ごみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8～9
（２）動物の死骸・・・・・・・・・・・・・・・・・P9
（３）有害鳥獣対策・・・・・・・・・・・・・・・・P10
（４）スズメバチの巣・・・・・・・・・・・・・・・P10
（５）公共交通・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11～12
（６）協働のまちづくり支援センター・・・・・・P13
（７）各種相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・P14
（８）クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）
の指定について・・・P15
（９）こどもの遊び場遊具貸出について・・・・・P15

３．福　　祉
（１）高齢者福祉サービス・・・・・・・・・・・・P16～17
（２）介護予防事業・・・・・・・・・・・・・・・・P17

４．道　　路
（１）道路・河川の管理・・・・・・・・・・・・・P18
（２）道路・河川の境界・・・・・・・・・・・・・P18

５．定住・空き家
（１）住まいの支援・・・・・・・・・・・・・・・・P19
（２）空き家対策事業・・・・・・・・・・・・・・P20

６．防　　災
（１）防災・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P21
（２）火事・救急・救助・・・・・・・・・・・・・P22
（３）避難行動要支援者個別避難計画・・・・・・P23

Ⅲ．各種補助金

１．暮　ら　し
（１）一般コミュニティ助成事業・・・・・・・・・・・・・P24
（２）地域課題解決型市民活動支援事業補助金・・・・・・・P24
（３）南砺市生ごみ処理機購入補助金・・・・・・・・・・・P25
（４）資源再利用推進活動（資源集団回収）奨励金・・・・P25
（５）スズメバチの巣駆除費補助金・・・・・・・・・・・・P26
（６）有害鳥獣対策
①猟銃等購入支援補助金・・・・・・・・・・・・・・・P26
②狩猟免許取得支援補助金・・・・・・・・・・・・・・P27
③放任果樹等伐採事業補助金（クマ対策推進事業）・・P27
④鳥獣被害防止対策事業補助金
（電気柵及び恒久柵設置支援）・・P27
⑤鋼製侵入防止柵等設置支援事業補助金・・・・・・・P28
（７）南砺市の木利用促進事業補助金・・・・・・・・・・P28
（８）児童遊具整備費補助金・・・・・・・・・・・・・・P28
（９）こどもの遊び場整備事業補助金・・・・・・・・・・P29
(10）ペレットストーブ、薪ストーブ
①ペレットストーブ等設置補助金・・・・・・・・・・P29
②木質ペレット燃料購入補助金・・・・・・・・・・・P29
③ペレットボイラー等設置補助金・・・・・・・・・・P30
(11）太陽光発電システム設置補助金・・・・・・・・・・P30

２．道路・景観
（１）道路河川管理・除雪
①生活基盤整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・P31
②地域ぐるみ除排雪促進事業・・・・・・・・・・・・P31
③地域ぐるみ除排雪オペレータ育成支援事業補助金・P31
④一級河川堤防の草刈り【県事業】・・・・・・・・・P31
（２）散居景観保全事業補助金(屋敷林の枝打ち)・・・・・P32
（３）農業用施設（農道、用排水路）の整備
①南砺市単独土地改良事業補助金・・・・・・・・・P32
②県単独農業農村整備事業補助金【県事業】・・・・ P32

３．防災・防犯
（１）防災
①初期消火資機材整備等補助金・・・・・・・・・・P33
②自主防災組織資機材整備事業・・・・・・・・・・P33～34
③自主防災組織研修・訓練等促進事業・・・・・・・P34
④地区防災計画策定促進事業・・・・・・・・・・・P35
（２）迷惑電話防止機能付電話機等購入補助事業・・・・・P35
（３）防犯カメラ助成金・・・・・・・・・・・・・・・・P35

Ⅰ．行政推進員

1．行政推進員について

平成 16 年 11 月 1 日規則第 19 号、「南砺市行政推進員等に関する規則」により以下のとおり定めております。

1　目　　的　この規則では、地域住民の自治組織との連携を密にし、市行政の民主的、かつ効率的な運営を図るため、行政推進員及び行政区に関し、必要な事項を定めています。

2　設　　置　市と地域住民との間の連絡事務を処理するため、350 地区（行政区）に行政推進員(以下「推進員」という。)を置いています。

3　任　　務
(1) 広報誌その他文書等の配布に関すること
(2) 市の各機関あての申請及び報告等の取りまとめをすること
(3) 各種要望を取りまとめること
(4) 特に依頼された事項

4　委　　嘱　推進員には、当該行政区内の自治組織の代表者(区長、町内会長及び自治会長をいう。以下「代表者」という。)を充てるものとし、市長が委嘱書を交付します。なお、行政推進員は地方公務員法に規定する地方公務員には該当しません。

5　任　　期　行政推進員の任期は、当該代表者としての任期の期間としています。

※　そ の 他　行政推進員としての活動中のケガについて、傷害保険に加入しています。ケガをされた場合にはご相談ください。
（市民協働課　　TEL：0763-23-2037）

2.基本的な役割とは

（1）広報誌その他文書等の配布に関すること

・毎月 25 日は、市から行政推進員への広報の配布日になっています。
（25 日が土日、祝日の場合は、その前の平日に配布）
・住民へ配布くださいますようお願いします。
・行政推進員の変更、広報配布数などの変更については、3 ページをご覧ください。
・新たに住宅やアパートが建てられた際には、広報誌等の配布物が行き届くようにご対応お願いします。
・町内会費(万雑等)の納入の有無に関係なく、地区内の全世帯へ配布をお願いします。

（2）市の各部署あての申請及び報告等の取りまとめ

・市の各部署あての申請及び報告等の取りまとめをお願いします。
例）各種補助金の申請や実績報告書の提出

（3）各種要望の取りまとめ

・地区から要望などがある場合は、要望書に取りまとめて提出をお願いします。
・詳細は 5 ページ「要望書の提出」をご覧ください。
・道路等の軽微な損傷については、要望書を提出せずに防災アプリを用いるか、建設維持課（23-2022）に連絡してください。

（4）その他、依頼された事項

市の各機関から行政推進員に依頼する事項がある場合があります。
その際は、ご協力をお願いします。
例）・クマ対策、鳥獣対策の注意喚起
・公共工事に係る相談や注意喚起
・市からの各種イベントや事業などのご案内

3.行政推進員を交代する場合

4 ページ「行政推進員変更届」を提出してください。
・四角の点線内 ┊┈┈┊ を記入してください。
・新旧どちらの行政推進員が提出されても大丈夫です。
・変更届が未提出の場合、行政からの連絡や広報の配布先が変更されません。
・広報の配布先は原則として行政推進員宅としておりますが、4 ページ様式第 2 号の 8 項目にて別の配布先を指定することも可能です(ただし、交代時に配布先の指定がなければ原則として交代後の行政推進員宅を配布先とします。別の配布先を指定される場合は改めて変更届に記載してください)。

※なお、**「行政推進員変更届」と「認可地縁団体告示事項変更届」はそれぞれ全く別の届け出です**。行政推進員を変更される場合、認可地縁団体登録されている地区等は、「認可地縁団体告示事項変更届」の必要の有無について確認してください（不明な点は、市民協働課へご相談ください)。
（「認可地縁団体」については P6 を参照）

提出先：各市民センター または 市民協働課
(毎月 25 日の配布日に変更を反映するためには、同月 12 日までに変更届が到着する必要があります。)

4.広報の配布数を変更する場合

4 ページ「行政推進員変更届」を提出してください。
・四角の実線内 ┌──┐ を記入してください。必要に応じて他の項目を記入してください。
・配布部数の変更届を提出される際は、「世帯数」「配布数」「予備数」全てを記載するようお願いします(※空欄の場合、「変更なし」なのかどうか判断に困るため)。

提出先：各市民センター または 市民協働課
(毎月 25 日の配布日に変更を反映するためには、その月の 12 日までに提出していただく必要があります。)

※「行政推進員変更届」は市ホームページからダウンロードできます。

※行政推進員交代および広報配布数変更については電子申請も可能です。

手続きはこちらから →

問い合わせ：市民協働課　　TEL：23-2037

様式第２号(第７条・第８条関係)

行政推進員（自治会長・区長等）変更届

登録事項の申請・変更届

年　　月　　日

南砺市長　　様

行政区　**南砺市町内会**
代表者　**南砺　太郎**
※新旧、どなたでも結構です。

次のとおり行政区の登録事項を申請(変更したのでお届け)します。

申請(変更)する事項	申請(変更前)	変　更　後
1　行政区の名称 （自治会、集落）の名称		**南砺市町内会**
2　行政推進員 （自治会長、区長等）	**南砺　花子**	**南砺　太郎**
3　住所	**〒〇〇〇－〇〇〇〇 南砺市〇〇〇番地**	**〒△△△－△△△△ 南砺市△△△番地**
4　電話番号	〇〇－〇〇〇〇	△△－△△△△
5　世帯数	**49**	**50**
6　配布部数	**49** 部（その他予備　　部） **※広報及び広報以外の配布物、共に49部配布されます。**	**50** 部（その他予備 **2** 部） **※広報は 50 部配布し、 広報以外の配布物は 52 部配布されます。**
7　変更年月日	**●●年●月●日**	
8　上記行政推進員以外の住所に市広報等配布物を届ける場合は①名前・②住所・③連絡先電話番号を記入して下さい。		

＜注意事項＞

※広報「なんと」は予備数を含まない冊数を配布しています。公共施設などに**広報以外の配布物が必要な場合は予備部数**を記入してください。

・変更される項目だけ記入して下さい。ただし、代表者の変更時は全ての項目をご記入下さい。

・配布部数の変更のときに世帯数も変更があれば必ず記入して下さい。

・行政推進員の個人情報に関する下記の情報提供依頼が市の各部署および工事業者よりあった場合、上記の内容を提供いたします。

(1)国、県及びその他の地方公共団体から、公共の用に使用するための提供依頼があったとき

(2)業者から建築物の建築又は道路工事に係る説明、申請等を行うための提供依頼があったとき

Ⅱ．分野別問い合わせ先

1. 手続き

（1）要望書（担当：市民協働課、TEL：23-2037）

自治会区域内で要望すべき事案が生じたときに提出するものです。
様式は任意です。（位置図、現場写真等を添付してください。）
連絡先の電話番号を記載してください。

①要望書の提出

要望書は各市民センター、各担当課および市民協働課へ提出することができます。

②道路の軽微な修繕について

簡易な修繕等の内容であれば、要望書での提出ではなく、建設維持課（23-2022）へ直接ご連絡ください。現地を確認し、できる限り速やかに対応いたします。

詳しくは、17 ページをご覧ください。

③回答の確認

地域づくり協議会や自治会、町内会などから提出された要望書については、内容、場所、対応状況などの回答を公開しています。市ホームページからご確認ください。

要望書の対応状況はこちら

（２)認可地縁団体(担当：市民協働課、TEL：23-2037）

①認可地縁団体とは

任意の団体である自治会や町内会等が市長の認可を得ることにより、『認可地縁団体（認可を受けた地縁による団体）』として不動産又は不動産に関する権利を保有することができる制度です（地方自治法 260 条の 2）。

地縁団体制度については、地方自治法において細かく規定されております。地縁団体の認可取得や規約変更の際には、自治会・町内会等の総会で決議する前に、市民協働課までご相談くださいますようお願いいたします。

②各種申請

（１）認可申請するとき

認可申請書

（２）代表者の住所及び氏名、事務所の所在地が変更したとき

告示事項変更届

（３）台帳の写しを請求するとき

証明書交付請求書

（４）印鑑登録、改印、廃止するとき

認可地縁団体印鑑登録（廃止）申請書

（５）印鑑登録証明を請求するとき

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

※各種申請書は HP よりダウンロードできます。

③行政推進員制度との違い

例年、「行政推進員変更届」と「地縁団体の変更届(告示事項変更届)」を混同して、どちらか片方のみを提出される自治会がしばしば見られます。下記の表の通り、行政推進員制度と認可地縁団体制度はそれぞれ全く趣旨の異なる制度ですので、ご注意ください。

	行政推進員制度	**認可地縁団体制度**
趣旨	行政が自治会に業務を依頼	自治会が行政に認可を要求
変更届	行政推進員変更届	告示事項変更届(※規約変更は別様式)
添付資料	特になし (１部地域は班ごとの配布数一覧表)	・総会議事録(押印署名のある原本) ・総会資料(変更内容が分かるもの)
変更届 提出期限	配布数/配布先を変更 したい月の 12 日まで	変更後速やかに提出

※認可地縁団体の代表者氏名及び住所が変わる場合は、上記「告示事項変更届」一式をその都度提出する必要があります。手続き省略のためにも、長く任命いただける方が宜しいかと考えます。

（３)集会場等の固定資産税の減免(担当：税務課、TEL：23-2033）

下記の固定資産について、一定の条件に当てはまる場合は、申請することで固定資産税の減免を受けることができます。

① 生活保護受給者が所有する固定資産
② 公衆浴場として利用している分の固定資産
③ 集会所等、公益の用に供している固定資産
④ 地縁団体で所有しており、公共の用に供している固定資産
⑤ 災害又は火災等により損害を受けた固定資産

※①～④については、毎年 12 月頃に市より固定資産税の減免申請書を対象者に発送します。
⑤に該当する場合の手続きについては、税務課にご相談ください。

（４)南砺幸せ未来基金からのお知らせ
（担当：エコビレッジ推進室、TEL：23-2050）

「公益財団法人　南砺幸せ未来基金」では、市民や団体、地域が取り組む地域資源を活かした地域の活性化や課題解決につながる７つのテーマにあてはまる活動を対象に助成をしています。やりたいけど資金面が不安、実現する方法が分からない、人手がないなど、地域をより良くしたいと考えていらっしゃる方は、まずは、お気軽にご相談ください。

○支援している７つのテーマ

(1)暮らしを支える	(5)子ども・若者を支える
(2)森里川海のつながりを保全する	(6)再生可能エネルギーを支える
(3)生業・起業・ものづくりを支えるる	(7)地域の歴史・土徳文化を支える
(4)地域の食と農業を支える	

また、地域の未来を支える「南砺幸せ未来基金」は、皆さま方からの善意の気持ちで成り立っています。「南砺市を住みよくしたい」「頑張る人を応援したい」という方（個人、法人を問わず）からのご寄付を広く募っています。寄付金は、上記の支援等の運用に活用されます。

なお、「公益財団法人　南砺幸せ未来基金」への寄付金は所得税・住民税の控除の対象となります。詳しくは以下へ、お問合せください。

「南砺幸せ未来基金」ホームページ
詳細はこちらをクリック
https://www.nantokikin.org/

※公益財団法人　南砺幸せ未来基金
TEL（0763）23-5018（なんと未来支援センター内）
E-mail nantokikin@gmail.com

2.暮 ら し

（1）ごみ（担当：市民協働課、TEL：23-2037）

①ごみの出し方・リサイクルに関すること

【市が収集するもの（ごみ収集日に出すもの）】

■燃えるごみ・・・生ごみ、可燃性のもの、落葉や剪定枝、木製品など

■燃えないごみ・・・陶磁器、ガラス、電球（蛍光球以外）、ガスレンジ、小型家電製品（50cm 四方以内）、飲料以外の缶、金属類

■有害ごみ・・・体温計、蛍光管、蛍光球、電池類

■危険ごみ・・・ガスを抜いたスプレー缶、使いきったライター・チャッカマン

■資源ごみ・・・缶（飲物のみ）、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装（プラマーク）、プラスチック製品、紙製容器包装（紙マーク）

【自分で処理するもの】

■集団回収に出すもの

牛乳パック、新聞紙、雑誌・古本、段ボール、アルミ缶、小型家電

※集団回収がなされていない地区については、専門業者に出すか「クリーンセンターとなみ」または「南砺リサイクルセンター」へ持ち込んでください。

■家電リサイクル対象品

冷蔵庫、テレビ等の対象品目は、販売店、専門業者への引き取りをお願いします。

■その他のもの

上記以外の粗大ごみやがれき類、タイヤ、パソコンなどは専門回収業者に依頼するか「クリーンセンターとなみ」または「南砺リサイクルセンター」へ持ち込んで下さい。（有料）

■収集・持込み出来ないもの

農薬、廃油（灯油 ガソリン オイル類）、塗料、消火器、ガスボンベ、ビニールハウスのビニール、劇薬物、鋼材等は、販売店、専門業者への引き取りをお願いします。

注射針、点滴針などの在宅医療廃棄物は医療機関等へご相談ください。

【ごみの運搬先】

福野、井波、利賀・・・クリーンセンターとなみ（TEL:0763-32-5648）

福光、城端、井口、平、上平・・・南砺リサイクルセンター（TEL:0763-62-4710）

②ごみステーション（可燃ごみ収納庫等）の設置について

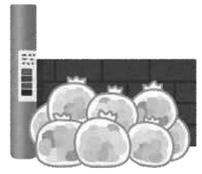

■可燃ごみの収納庫等の新設・更新について

各地域づくり協議会に交付している住民自治推進交付金での対応となりますので、各地域の地域づくり協議会にご相談ください。

新たに可燃ごみの集積収集場所を設ける場合は、生活環境課へ事前協議をお願いします。

■冬期間の除雪のお願い

ごみステーションへの堆雪により、ごみ収集に支障が出る場合には収集できない場合もあります。降積雪期においては、ごみステーションの除雪等をお願いいたします。

また、道路状況等により、ごみ収集に遅延が生じる場合もありますので、ご理解をお願いいたします。

③地域環境美化活動

地域内の環境保全を目的とした清掃美化活動やごみ散乱防止活動に対して、ごみ袋、軍手の活動資材ならびに不法投棄防止、糞尿放置防止等立看板の配布を行うものです。

・清掃美化等参加人数分の軍手・ごみ袋を配布

【申請書】環境美化活動計画申請書

・不法投棄防止・ペット糞尿放置防止看板を配布

④剪定・折れ枝の特別回収について

枝葉の野外焼却防止を進めるため、春・秋の期間を「野焼き防止強化月間」として、枝葉の特別回収を実施します。

所定場所への持込（特別回収）には、ルールの遵守をお願いします。

特別回収の実施については、広報紙等で追ってご案内いたします。

（2）動物の死骸（担当：市民協働課、TEL：23-2037）

市道で犬猫等の動物の死骸を発見された場合は、市民協働課へご連絡ください。

※民地で動物の死骸を発見された場合は、土地所有者がご自分で処理してください。

※天然記念物であるニホンカモシカの死骸を発見された場合は、生涯学習・文化振興課（23-2013）へご連絡ください。

（3）有害鳥獣対策（担当：森林・農地整備課、TEL：23-2017）

①クマ

クマを目撃した場合又はクマの痕跡（足跡、爪痕、糞）を発見された場合は、南砺警察署（52―0110）又は森林・農地整備課へご連絡ください。

②捕獲依頼（随時受付）

ハクビシン、タヌキ、クマ、イノシシ、サル、カラス、サギ等、野生動物による被害が発生した場合、或いはその危険性が高いと判断される際に、市に捕獲を依頼することができます。

ハクビシンやタヌキなどの小動物については、捕獲おりを設置して、捕獲後引き取りに伺いますので、速やかにご連絡ください。

【申請書】有害鳥獣捕獲・駆除依頼書

（4）スズメバチの巣（担当：市民協働課、TEL：23-2037）

スズメバチを発見された場合は、むやみに近寄ったり、自分で無理に駆除したりせず、専門の業者へ依頼してください。

スズメバチの巣の駆除に要した経費について、一定の要件を満たす場合に受けることができる補助金制度があります。

※P.26（Ⅲ．補助金一覧　１．暮らし「(5)スズメバチの巣駆除費補助金」）をご確認ください。

（5）公共交通（担当：未来創造課、TEL：23-2050）

①市営バス「なんバス」

◆運行ダイヤ、バス停などに関すること◆

なんバスは市内全域で 20 路線を運行しており、より利便性が向上するよう、毎年度運行ダイヤ等を見直しています。（詳細は全戸配布されている時刻表をご確認ください。）運行ダイヤ、バス停等に関してご要望があればご相談ください。

＜参考＞・1 乗車 210 円（小学生・障がい者・介助者は 100 円）
・1 日券 410 円（小学生・障がい者・介助者は 200 円）
・回数券（13 枚つづり）2,090 円（小学生・障がい者・介助者は 1,040 円）
・未就学児無料
・障がいをお持ちの方は、現金での運賃支払や回数券等購入時に障害者手帳等を提示してください。
・なんバス回数券で民間路線バスの市内区間もご利用可能です。
・定期券の価格は次のとおりです。

	大人（中学生以上）		半額（小学生・障がい者等）	
	通勤	通学	通勤	通学
1 ヵ月	5,020 円	4,190 円	2,510 円	2,090 円
3 ヵ月	14,330 円	11,940 円	7,160 円	5,970 円
6 ヵ月	27,150 円	22,620 円	13,570 円	11,310 円

◆シルバーパス事業について◆

市内に住所を有する 70 歳以上の高齢者に限り、1 年間、市営バス「なんバス」が乗り放題となるお得なパス（乗車券）を発行しています。

（市内区間に限り、民間路線バスの利用も可）

【料金】5,090 円

②井波地域デマンドタクシー事業

井波地域で、身近な公民館や病院、ショッピングセンターを停留所とした事前予約制のデマンドタクシー事業を運行しています。自宅等から目的地へ直接移動が可能です。

【運行概要】

運行時間	９時から１６時まで（平日のみ）
予約方法	電話予約（運行日の当日４時間前までに予約が必要です）
運賃	１乗車１人５００円（障がい者・介護者は半額２５０円）
運行ルート	任意の乗車場所（井波地域内）　から　本事業用の停留所 本事業用の停留所　から　任意の降車場所（井波地域内） 本事業用の停留所　から　本事業用の停留所

※井波地域内の公民館や病院、温浴施設、ショッピングセンターなどが停留所です。

※予約先電話番号、停留所一覧は右記二次元コードからホームページをご確認ください。

③城端地域デマンドタクシー事業

利用者数の少ない市営バス城端東・西回り線を休止し、その代替手段として最寄りのバス停まで歩く必要ながなく、自宅等から目的のバス停まで直接行くことができるデマンドタクシー事業を運行しています。

【運行概要】

運行時間	９時から１６時まで（平日のみ）
予約方法	電話予約（運行日の当日１時間前までに予約が必要です）
運賃	１乗車１人５００円（障がい者・介護者は半額２５０円）
運行ルート	任意の乗車場所（城端地域内）　から 城端東・西回り線におけるバス停 城端東・西回り線におけるバス停　から 任意の降車場所（城端地域内） 城端東・西回り線におけるバス停　から 城端東・西回り線におけるバス停

※病院、城端駅、桜ヶ池クアガーデンなどがバス停です。

※予約先電話番号、バス停一覧は右記二次元コードからホームページをご確認ください。

④アプリ『なんモビ』

タクシーや公共ライドシェアの予約・配車依頼ができるアプリです。

乗車日時、乗車地、目的地、乗車人数などの配車条件をアプリに入力いただくと、自動的にタクシーの配車依頼ができます。※タクシーが配車されない場合は公共ライドシェアが運行される場合があります。

【ダウンロード方法】

スマートフォンで下記の二次元コードを読み取るか、

iPhone 端末であれば、「App Store」、Android 端末であれば、「Google Play」にて「なんモビ」と検索してダウンロードしてください。

〔iOS 版〕　〔Android 版〕

（６）協働のまちづくり支援センター（担当：市民協働課、TEL：23-2037）

南砺市協働のまちづくり支援センターでは、地域づくり協議会、町内会、自治会、各種団体の活動を支援しています。

【利用条件】

・利用には団体登録が必要です。

・登録できる団体は、営利を目的としていない公共活動や地域活動を行っている団体です。

【有料で利用できる設備】

		片面		両面	
印刷機（白黒のみ）	種類	20 枚～50 枚	51 枚～	20 枚～50 枚	51 枚～
	用紙持込み	3 円/枚	1 円/枚	6 円/枚	2 円/枚
	用紙代込み	4 円/枚	2 円/枚	7 円/枚	3 円/枚

	種類	片面	両面
コピー機	白 黒（A3 サイズまで）	10 円/枚	20 円/枚
	カラー（B4 サイズまで）	50 円/枚	100 円/枚
	カラー（A3 サイズ）	80 円/枚	160 円/枚

	種類	片面（白黒）	両面（白黒）	片面（カラー）	両面（カラー）
レーザープリンター	A4	5 円/枚	10 円/枚	15 円/枚	30 円/枚
	B4・A3	10 円/枚	20 円/枚	30 円/枚	60 円/枚

※第２支援センターのみ(印刷データ、印刷用紙を持参してください)。

大判プリンター	A2 サイズ（594mm×420mm）	150 円/枚
	A1 サイズ（841mm×594mm）	300 円/枚
	A0 サイズ（1189mm×841mm）	600 円/枚
	その他のサイズ	500 円/m

メールボックス	1 個（幅 260mm×奥行 358mm×高さ 195mm	100 円/月

【無料で利用できる設備】

ミーティング用テーブル、紙折り機、ページセッター（卓上丁合機）

【所在地等】

南砺市協働のまちづくり支援センター

所在地：井波コミュニティプラザ「アスモ」2F（南砺市山見 1739-2）

TEL：23-2036　FAX：52-3680

開館時間：午前 10 時～午後 7 時

休館日：年末年始（12/29～1/3）

（7）各種相談窓口（担当：各相談窓口の問い合わせ先へお願いします。）

市及び社会福祉協議会では、各種相談所を下記のとおり開催しています。

○主な相談窓口

名称	内容	相談員	日時	問い合わせ先
心配ごと相談	どこに相談したら良いか分からないような日常生活（生活、介護等）の相談。必要に応じて専門機関を紹介します。	心配ごと相談員（民生委員・児童委員）	時間：午後1時30分～午後3時30分 日程：毎月の広報紙に折り込みの市民カレンダーをご覧ください。（8地域にて随時開催しています。） 心配ごと相談、人権相談、行政相談と合同で開催しています。	南砺市社会福祉協議会 本所 ℡82-2951（相談専用電話）
人権相談	差別や嫌がらせ等による人権侵害に関する様々な問題についての相談	地域の人権擁護委員		市民協働課 ℡23-2037
行政相談	年金、福祉、交通、道路等の行政サービスの苦情や要望、行政の仕組みや手続きに関する相談	地域の行政相談員		
消費生活相談	多重債務や悪質商法被害、クーリングオフ等、消費生活に関する相談	消費生活相談員	時間（平日）：午前8時30分～午後5時 （金曜日は不在）	市消費生活センター（市生活環境課内℡23-2035）
法律相談	遺産相続、家族関係、金銭問題、賠償問題等、法律に関する相談	富山県弁護士会の弁護士	日時：毎月1回 月曜日、午後1時30分～午後4時 ※1人年1回まで	【予約先】 南砺市社会福祉協議会 本所 ℡82-2951（相談専用電話）※事前の予約が必要です。 ※1件あたり30分まで
相続相談	土地・建物登記及び相続相談	富山県司法書士会の司法書士	日時：原則第1水曜日、午前11時～12時 ※1人年1回まで	

※その他の相談については、南砺市社会福祉協議会が発行している「南砺市ふくし総合相談予定表」をご覧ください。

市社会福祉協議会ホームページ
詳細はこちら →

（8）クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の指定について
（担当：市民協働課、TEL：23-2037）

クーリングシェルターは、猛暑が続く中、市民の皆さまの健康を守るために、南砺市が指定した施設です。「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合など、暑さを避けるための休憩スペースとしてどなたでもご利用いただけます。

猛暑が見込まれるときは外出を控えることが基本ですが、やむを得ず外出した際に危険な暑さに見舞われた場合は、クーリングシェルターをご利用ください。

■熱中症特別警戒アラートとは

気温が特に高くなり、熱中症によって人の健康に重大な被害が発生する可能性がある場合に発令される警戒情報です。※詳しくは環境省Webサイトをご覧ください。

アラートが発令された場合は、市のホームページおよび防災メール、防災アプリでお知らせします。

※市の防災メール、防災アプリについては２１ページをご参照ください。

■主な指定施設

市役所、市民センター、図書館などの公共施設や、
スーパーや薬局などの民間施設が指定されています。
※各施設の開放時間、利用上の注意事項などは、市のホームページでご確認ください。

このマークがクーリングシェルターの目印です。

環境省Webサイト

市ホームページ

（9）こどもの遊び場遊具貸出について（担当：こども課、TEL：23-2010）

こどもたちのすこやかな成長と地域での子育て支援を推進するため、室内の遊び場を開設するための遊具の貸出しを行います。

市内で開催されるイベントや、こどもたちが集まる地域活動などでご活用ください。

3. 福祉

（1）高齢者福祉サービス（担当：地域包括ケア課、TEL：23-2034）

①軽度生活援助サービス（高齢者等軽度生活援助事業）

シルバー人材センターを利用した作業費用を支援します。

補助対象事業	シルバー人材センターを利用した作業 ・庭木の伐採（剪定除く）　・庭（家周り）の除草 ・家周りの防備（台風対策）　・家屋内の整頓、清掃 ・家屋の雪囲い（樹木は除く）　・障子の張替 ・家周りの除雪（屋根雪おろしを除く）
対象者	・70 歳以上のひとり暮らしの方 ・75 歳以上のみ世帯の方 ・身体障害者手帳 1 級または 2 級のみ世帯の方 ※ただし、世帯全員が申請年度の住民税所得割非課税世帯に限る
補助率・補助額	1/2、1 世帯の年間支援限度額は 1 万円 （山間過疎地域振興条例の対象集落の方は 2 万円を限度とします。） ※ただし、機械代・材料費は対象外。
申請書 （必要なもの）	高齢者等軽度生活援助事業利用申請書 ※預貯金通帳の写し（名義・金融機関・支店・口座番号のわかるもの）、身体障害者手帳（対象者のみ）

②除雪支援サービス（高齢者等除雪支援事業）

屋根雪除雪の費用を支援します。

補助対象事業	屋根雪除雪の費用
対象者	・65 歳以上のみ世帯の方 ・ひとり暮らしの身体障害者手帳 1 級・2 級の方 ※ただし、世帯全員が申請年度の住民税所得割非課税世帯に限る。
補助率・補助額	1 回あたり 1 万 4 千円を限度に支援し、1 冬期間あたり 2 回を限度とします。（山間過疎地域振興条例の対象集落の方は 4 回を限度とします。）
申請書 （必要なもの）	高齢者等除雪支援事業利用申請書 ※身体障害者手帳（対象者のみ）

③サロン事業

身近な場所で気軽に集い、閉じこもり予防、身体機能の維持等を行う通いの場として、各種高齢者サロンを開催します。

対象者	おおむね 65 歳以上の方（ただし、「だれでも型」には年齢制限はありません。）
内容	社会福祉協議会、地域づくり協議会、老人クラブ、ボランティア団体等が実施します。ふれあい・いきいきサロンには、定期交流型、運動中心型、だれでも型があります。
申請	参加費・申し込み方法については、市社会福祉協議会にお問い合わせください。

④徘徊ＳＯＳ緊急ダイヤル

徘徊のおそれのある方の行方が分からなくなった場合、早期に発見するため、市内の協力団体へ徘徊情報をメール配信し、可能な範囲で捜索に協力してもらえるサービスです。

対象者	40 歳以上の在宅の方で認知症等による徘徊のおそれがある方
内容	登録料、利用料は無料です。利用したい方は事前登録が必要です。
申請に必要なもの	本人の顔写真、全身写真（各 1 枚、写真の配信を希望される方のみ）

⑤どこシル伝言板

徘徊のおそれのある方の衣服や持ち物にＱＲコードが印刷されたシールを貼ることにより、万が一徘徊が発生した場合、発見者が持っているスマートフォンでシールのＱＲコードを読み取ることにより家族にいち早く発見の通知や発見場所を伝えることができます。

対象者	40 歳以上の在宅の方で認知症等による徘徊のおそれがある方
内容	登録料、利用料（耐洗ラベル 20 枚、蓄光シール 10 枚交付）は無料です。ラベルやシールを追加注文する場合は自己負担となります。
申請に必要なもの	徘徊ＳＯＳ緊急ダイヤルと同様

（2）介護予防事業（担当：地域包括支援センター、TEL：23-2034）

名称	内容	対象者
フレイルチェック	東京大学ＩＯＧとの協定に基づき、地域の様々な団体・グループの参加者に、運動、口腔・栄養、社会参加のフレイルチェックを行う。	地域の老人クラブ、高齢者学級、高齢者サロン等
元気塾	運動機能を維持・改善するための教室（市内５か所）	・65 歳以上で運動機能の低下がみられる方（基本チェックリスト該当者） ・介護保険要支援の認定を受けた方
介護予防大作戦	地域の様々な団体・グループを対象とした介護予防・運動・口腔・認知症予防に関する出前講座	おおむね 65 歳以上の方が所属する団体・グループ等

＊申し込み方法については、地域包括支援センターにお問い合わせください。

4. 道路

（1）道路・河川の管理（担当：建設維持課、TEL：23-2022）

①道路の損傷、河川の異常

道路の陥没、アスファルトの損傷、ガードレールやカーブミラーの損傷、河川堤防や護岸の損傷を発見した場合、建設維持課までご連絡をお願いします。

【報告】報告書様式はありません。電話や防災アプリを活用し、ご報告いただければ結構です。

参考：防災アプリ入力画面

②道路・準用河川の占用

市道や準用河川を占用する場合は、道路や河川の占用許可が必要となります。

【申請書】道路占用許可申請（協議）書

（2）道路・河川の境界（担当：都市整備課、TEL：23-2021）

市道・法定外公共物（通称：赤線、青線）に接する土地の境界を確定したい場合、都市整備課までご連絡をお願いします。

※県が管理する道路(一般国道・主要地方道・一般県道)や河川(一級河川・二級河川)に関する事項は、砺波土木センター(住所：南砺市寺家 330/連絡先：0763-22-3524)が相談先となります。ただし、交差点など市の管轄か県の管轄か不明瞭な場合は、まずは都市整備課までご連絡いただくようお願いします。

5. 定住・空き家

(1) 住まいの支援

①南砺市民間賃貸住宅居住補助金（担当：政策推進課、TEL：23-2052）

３４歳以下の方が市内のアパートなどの民間賃貸住宅居住に入居した場合に補助金を交付します。

補助金名	対象	補助額（上限）		補助率
		月額	最長3年	
南砺市民間賃貸住宅居住補助金	民間賃貸住宅の賃貸契約に定められた賃貸料の月額（共益費、駐車場料金等を除く。）	2万円	72万円	1/2

●対象者（以下の全てを満たす必要があります。）

・指定申請日に３４歳以下の方が同一世帯内に含まれている。

・令和７年４月１日以後に民間賃貸住宅に入居し、交付対象者として指定を受けた方（ただし、令和７年度に限り令和７年３月１日以後に入居した方を含む）

・賃貸借契約の名義人であり、市の住民基本台帳に記録されている方（外国人にあっては、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者のいずれかの在留資格を有する方）

●その他、定住奨励金制度（住宅の新築または転入者と同居するためのリフォーム工事が対象）、奨学金返還支援金制度（奨学金の返還者が対象）といった補助制度があります。
各種補助金の詳細については右記の二次元コードからご確認ください。

②結婚新生活支援事業（担当：市民協働課、TEL：23-2037）

新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップを支援します。

対象	・令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに婚姻された夫婦 ・婚姻時の年齢が夫婦ともに 39 歳以下 ・令和 7 年中の夫婦の世帯所得が 500 万円未満 ・他公的制度による家賃等及び引越し費用に対する補助を受けていない夫婦
金額	上限額：夫婦ともに 29 歳以下は 60 万円、 上記以外は 30 万円（※いずれも 1 世帯あたり） 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに支出した次の金額が対象 ①住宅賃借費用 ②引越事業者等への支払費用 ③リフォーム費用 ※①～③ともに支払ったことを証するもの（領収書等）が必要です。 令和 8 年度所得証明書（令和 7 年中の所得を証明するもの）が必要です。 上記証明書は令和 8 年 6 月からの発行のため、申請書受付は 6 月以降

（2）空き家対策事業（担当：都市整備課、TEL：23-2060）

①不動産バンク活用促進事業

不動産バンクを介して住宅を取得すると所有者・取得者双方への各種補助金が利用できます。

補助金名	対象	補助額（上限）		補助率	対象者
		売買物件	賃貸物件		
1 登録促進補助金	㋐ 家財道具等の処分に支払った代金	10 万円	10 万円	1/2	所有者
	㋑ 建物診断及び簡易な補修に支払った代金	10 万円	－	1/2	
2 売却・賃貸借成立補助金	① 売買代金	10 万円	－	1/10	
	② １年間の賃貸料相当額	－	5 万円	1/5	
3 賃貸物件登録改修補助金	不動産バンクに賃貸物件として登録する物件の増築、改修に支払った代金	－	150 万円	1/2	
4 購入住宅改修等補助金	増築、改修等に支払った代金（市外業者で施工）	50 万円	－	1/2	購入者
	増築、改修等に支払った代金（市内業者で施工）	150 万円	－	1/2	
5 家賃補助金	３年間の賃貸料相当額	（月額）2 万円		1/2	借主
6 短期家賃補助金	３カ月以上１年未満の賃貸料相当額		（月額）5 千円	1/2	
7 賃貸借仲介報奨金	５年以上賃貸物件として継続使用する物件	－	5 万円	－	仲介業者

②空き家利活用事業

中古住宅の購入または相続した空き家のリフォーム工事に補助金が利用できます。

対象者	対象	補助額（上限）	補助率
中古住宅購入者	土地及び住宅の取得費用	60 万円	1/5
相続した空き家に居宅するため改修した者	相続により取得した住宅の改修費用	150 万円	1/2

③老朽危険空き家除却支援事業

解体及び撤去に補助金が利用できます。

老朽危険判定	補助額	補助率
100 点以上	50 万円	1／2
昭和 56 年 5 月 31 日以前の木造家屋のうち、今後の利用流通の見込まれないもの	30 万円	1／3

④老朽危険空き家情報について

地区内で倒壊もしくは建築材等の飛散の恐れのある危険な状態である空き家、または防犯および環境衛生上支障を及ぼす恐れのある空き家があれば、情報提供をお願いします。空き家等地域対策推進員や都市整備課へご連絡ください。

【申請書】空き家等に関する情報提供書

6. 防災

（1）防災（担当：総務課、TEL：23-2028）

①なんと！防災緊急メールサービス

南砺市では、地震・気象情報・河川の氾濫情報などの他、関係各課より緊急避難や対策を要する情報をいち早く知っていただき、市民のみなさんの安全を守るためのサービス「なんと！緊急メールサービス」を運用しています。

【登録手順 1】A 方法または B 方法により登録

A 方法 メール作成画面で下記のメールアドレスを入力し、空メールを送信

emergency.nanto-city@raiden.ktaiwork.jp

B 方法 右記の QR コードを読み取り、空メールを送信

【登録手順 2】

数分後に仮登録完了のメールが届くので、画面の指示に従い本登録

※迷惑メール対策をしているとメールを受け取れない場合がございます。

「@raiden.ktaiwork.jp」からのメールを受信できるよう設定してください。

②防災行政無線聞き直しサービス

防災行政無線の内容が聞き取れなかった場合は「防災行政無線聞き直しサービス」へお掛けください。（通話料はかかりません。）

ＴＥＬ　0120－131－710

③南砺市防災アプリ

南砺市の防災情報（避難情報、気象警報、火災警報、クマ警戒など）をリアルタイムで入手できるほか、避難所や公共施設の地図表示／ナビ機能、ハザードマップを備えています。また、災害時には家族の安否確認、被害状況報告などが行なえます。

※「南砺市防災アプリ」使い方マニュアルは市ホームページに掲載されています。

【ダウンロード方法】

スマートフォンで下記の QR コードを読み取るか、

iPhone 端末であれば、「App Store」、Android 端末であれば、「Google Play」にて「南砺市防災アプリ」と検索してダウンロードしてください。

〔iOS 版〕　〔Android 版〕

（2）火事・救急・救助（担当：南砺消防署（総務課）、TEL：52-0119）

①災害テレホンガイド

119 番は緊急用ダイヤルです。火災などのお問い合わせは、0763-32-9999 まで。

砺波地域消防組合ホームページ
詳細はこちら →

②普通救命講習会

普通救命講習会受講の申し込みがあれば開催します。また、各地区で実施する消火訓練・救急講習会にも要請があれば職員を派遣します。

砺波地域消防組合ホームページ
詳細はこちら →

（3）避難行動要支援者名簿（担当：福祉課、TEL：23-2009）

ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方など、災害時の避難に手助け（援護）を必要とする方に対して、地域が連携して支援をしていくために必要な情報をまとめた計画の名簿です。自治会・町内会、自主防災組織、消防署、警察署、民生委員・児童委員、地域福祉推進員、社会福祉協議会等、避難支援関係者に配布し、災害時はもとより平常時の地域の見守り活動等に活用していただくものです。

対象者	①ひとり暮らしの高齢者（75 歳以上）
	②高齢者のみの世帯（75 歳以上）
	③介護保険要介護 3、4、5 の方
	④障がいのある方 ・[視覚障がい、聴覚障がい、上肢機能障がい]1、2 級 ・[下肢機能障がい、体幹機能障がい]1、2、3 級 ・精神障がい 1 級 ・知的障がいA
	⑤難病患者の方及び小児慢性特定疾病児童等（特定医療費（指定難病）受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方）
	⑥その他支援が必要な方（対象者に該当しない方でも、家族などの支援が困難で災害時に地域の支援が必要な方）

※施設、病院に入所・入院されている方は対象になりません。

地域における支援を希望され、支援を受けるために必要な個人情報を避難支援等関係者に提供することに同意された方について計画を作成しています。年１回、対象者に登録の意思確認を行い、計画情報を更新した名簿を避難支援等関係者に配布するとともに精査にご協力をお願いするものです。

（概ねのスケジュール）

月 / 内容	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月 ～ 3 月
申請書、現況届準備・発送	→	→				
申請書、現況届受付		→	→			
名簿更新作業			→	→	→	
名簿準備・配布						→
名簿の精査						→

（台帳イメージ）

避難行動要支援者個別避難計画　名簿例　**取扱注意**

地域名

世帯番号	区分（独・高・介・障）	健康状態	フリガナ 氏名	年齢 性別	住所 電話番号	緊急連絡先1（氏名）（TEL1）	緊急連絡先2（氏名）（TEL2）	地域の支援者1	地域の支援者2
00000001	☐☑☐ 高齢世帯	歩行困難	ナント タロウ 南砺 太郎	87 男	■■XXX番地X 0763-XX-XXXX	南砺 花子 090-XXXX-XXXX		南砺 四郎 TEL XX-XXXX	南砺 花子 TEL 090-XXXX-XXXX
00000002	☐☑☐ 高齢世帯		ナント ジロウ 南砺 次郎	76 男	■■XXX番地 0763-XX-XXXX	南砺 三郎 080-XXXX-XXXX		必要なし	

Ⅲ．各種補助金

1.暮 ら し

（1）一般コミュニティ助成事業（担当：政策推進課、TEL：23-2052）

住民が主体的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に要する経費に対し、助成を行います。

補助要件	①宝くじの社会貢献広報の効果が期待できるもの。 ②国の補助金の交付を受けていないこと。 ③7 月 1 日から翌年 2 月末までに事業が完了すること。 ④原則として、短期間に消費もしくは破損するような設備等の整備でないこと。
補助額	100 万円から 250 万円まで（10 万円未満切り捨て）
補助率	10/10
申請書	一般コミュニティ助成希望調書
その他	例年、9 月上旬に翌年度に実施する事業の募集を行います。 ※本事業は、一般財団法人 自治総合センターにて採否が決定されるため、申請する全事業が採択される訳ではありません。

（2）地域課題解決型市民活動支援事業補助金
（担当：エコビレッジ推進室、TEL：23-2050）

地域資源を活かして地域の活性化や課題解決に取り組む市民活動に対し、補助金を交付します。

補助対象者	地域づくり協議会、町内会、自治会、集落、市内に事務所および活動場所を有する NPO や市民活動団体など
補助対象事業	地域課題の解決や改善、地域の活性化につながる公益的な事業 （例：子育て支援、環境保全、地域の魅力発信、文化・スポーツ振興など）
補助金額等	①地域課題解決型市民活動支援事業補助金 上限 20 万円（補助率 10/10）、採択予定 5 件程度 ※比較的小規模な活動や、これから本格的に活動を始める団体におすすめです。 ②ガバメントクラウドファンディングを活用した地域課題解決型市民活動支援事業 上限 100 万円（補助率 10/10）、採択予定 1 件 ※より大きな取組に挑戦が可能です。採択団体は市と協働でふるさと納税の寄附を募り、多くの方々からの共感を得るチャンスとし、今後の活動基盤を築く機会とします。

【申請について】

申請の受付開始時期や詳細については、市広報や市ホームページ等で随時お知らせします。ご興味のある団体は、まずはお気軽にご相談ください。

市ホームページ →

（3）南砺市生ごみ処理機購入補助金
（担当：市民協働課、TEL：23-2037）

各家庭から排出される厨芥類（生ごみ）の処理機を購入した世帯に対し、その経費の一部を補助することにより、ごみの減少、資源化の促進、及び市民のごみ処理に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

補助対象事業	南砺市に住所を有し、かつ、居住している世帯 生ごみ処理機を家屋又は敷地内に設置することができる世帯 市税を滞納していない世帯
補助対象経費	①密閉式生ごみ処理機 ②埋込式生ごみ処理機 ③電動式生ごみ処理機
補助率	1/2 ①上限 3,000 円　②上限 5,000 円　③上限 50,000 円
申請書	生ごみ処理機購入補助金交付申請書

（4）資源再利用推進活動（資源集団回収）奨励金
（担当：市民協働課、TEL：23-2037）

自治会等の団体が年 2 回以上の集団的な資源ごみの回収および回収資源ごみの資源回収業者への引き渡しを行う取組みに対し、回収量に応じた奨励金を交付するものです。

補助額	古紙類	新聞紙：1kg 当たり 6 円 雑誌：1kg 当たり 13 円 ダンボール：1kg 当たり 8 円 紙パック：1kg 当たり 5 円
	古布類	布：1kg 当たり 5 円
	金属類	アルミ缶：1kg 当たり 10 円 小型家電：1kg 当たり 35 円
	その他	廃食用油 1 ℓ当たり 20 円
補助率	10/10	
申請書	資源回収団体登録申請書	
その他	奨励金を受けるには、実施団体の事前登録が必要です。	

（5）スズメバチの巣駆除費補助金（担当：市民協働課、TEL：23-2037）

スズメバチの駆除については、下記の要件を満たす場合、補助金を交付します。

補助要件	(1)市内の土地又は建物に存在し、現にスズメバチが活動していること。 (2)当該スズメバチにより、人に危害が及ぶおそれがあること。 ※「スズメバチ」とは、ハチ目スズメバチ科に属する昆虫のうち、スズメバチ亜科のスズメバチ類をいう。 注）交付条件あり。上記担当へ要事前相談。
補助対象経費	駆除業者に委託して実施したスズメバチの巣の駆除に要した経費。 ただし、申請年度において、同一の土地又は建物につき１回限りの交付とする。
対象者	(1)スズメバチが営巣している土地又は建物を所有し、管理し、又は占有する個人(以下「駆除責任者」という。) (2)駆除責任者に代わりその巣を駆除しようとする自治会又はこれに類するものとして市長が認める団体 ※ただし、スズメバチが営巣している土地又は建物が事業用（店舗兼住宅を除く。）に供されている場合、補助の対象としない。
補助率・補助額	1/3　（100 円未満の端数切捨てとし、上限は１万円）
申請書	スズメバチの巣駆除費補助金交付申請書

（6）有害鳥獣対策（担当：森林・農地整備課、TEL：23-2017）

①猟銃等購入支援補助金

南砺市猟友会に加入し、南砺市有害鳥獣捕獲隊員として業務を遂行していただける方で、狩猟免許取得後、初めて猟銃等を購入した場合、補助金を交付します。

補助対象事業	猟銃等購入支援
補助対象経費	猟銃等購入費用（散弾銃、空気銃、ガンロッカー、装弾ロッカー）
補助額	1／2　上限 20 万円
申請書	南砺市猟銃等購入支援補助金交付申請書

②狩猟免許取得支援補助金

新規狩猟免許取得者で南砺市猟友会に加入し、南砺市有害鳥獣捕獲隊員として業務を遂行していただける方に対し、補助金を交付します。

補助対象事業	狩猟免許新規取得
補助対象経費	①狩猟免許申請手数料 ②医師の診断書文書料 ③初心者講習会受講料（③は南砺市鳥獣被害対策協議会から補助金交付）
補助額	①②で上限 10,000 円 ③5,000 円
申請書	狩猟免許取得支援補助金交付申請書

③放任果樹等伐採事業補助金（クマ対策推進事業）

ツキノワグマによる人身被害の防止を図るため、放任果樹の伐採を地域で効率的に行う取り組みに対し、補助金を交付します。自主施行と業者委託のどちらでも補助対象です。

補助対象事業	地域で取組む放任果樹の伐採（個人での申請はできません。）
補助対象経費	労務費、消耗品代、機械借上料、伐採委託料等
補助額	2/3　上限１万円／本
申請書	放任果樹等伐採事業補助金交付申請書

④鳥獣被害防止対策事業補助金（電気柵及び恒久柵設置支援）

イノシシ等の野生鳥獣による農作物への被害防止対策として、簡易型電気柵及び恒久柵の設置に対して支援（貸与）します。

（物品を取りまとめて発注し、申請者に配付します。経費の約２割～3 割は申請者負担となります。）

補助対象事業	地域（団体）で取組む電気柵及び恒久柵の設置
補助対象経費	簡易型電気柵等資材費
補助率	約７割～８割（９年間実績報告書の提出が必要になります。）
申請方法	山沿いや山間部の行政推進員へ書面で要望調査のご案内をします。また、市ホームページでもお知らせします。 要望があれば森林・農地整備課林政係までご連絡ください。

⑤鋼製侵入防止柵等設置支援事業補助金

イノシシ等の野生鳥獣による農作物への被害対策として、
鋼製侵入防止柵及び防草シートの設置に対して補助金を交付します。

補助対象事業	地域（団体）で取組む侵入防止柵等の設置
補助対象経費	①鳥獣被害対策用鋼製侵入防止柵資材費（電気柵を除く） ②防草シート（通電型）資材費
補助率・補助額	1/2　　①上限 50 万円　　②上限 10 万円
申請書	鋼製侵入防止柵等設置支援事業補助金交付申請書

（7）南砺市の木利用促進事業補助金
（担当：森林・農地整備課、TEL：23-2017）

南砺市産木材の利用を促進し、市内林業の活性化及び優良な木造住宅等の普及を図るため、市内において個人又は法人が居住又は使用する住宅（集合住宅を含む）、車庫、事務所、店舗等を、南砺市産材で建築（新築、増築又は改築）した場合に補助金を交付します。

補助要件	南砺市産木材 1.0 ㎥以上を使用する住宅、店舗、車庫等
交付対象者	施主及び申請事務代行者（施行業者等）
補助額	・施主　1 ㎥当たり 3 万円（上限 30 万円） ・申請事務代行者（施工業者等）　1 ㎥当たり 3 千円（上限 3 万円）
申請書	南砺市の木利用促進事業補助金交付申請書

（8）児童遊具整備費補助金（担当：こども課、TEL：23-2010）

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした広場を整備する団体に補助金を交付します。

補助対象事業	児童遊具の設置（更新・新設）、修繕
補助対象者	自治会、地域づくり協議会、その他公共的な団体
補助率・補助額	事業費（撤去費用含む）の 1/2 設置：1 広場につき上限 15 万円 修繕：1 広場につき上限 5 万円
申請書	児童遊具整備費補助金交付申請書

（9）こどもの遊び場整備事業補助金（担当：こども課、TEL：23-2010）

南砺市内に事業所を有する民間事業者や団体などが、こどもの屋内遊び場を整備する事業に対して補助金を交付します。

補助対象事業	不特定多数の未就学児や小学校低学年の児童に利用させることを目的とした屋内の遊び場を新設または拡張する事業。 （次にあげるすべてを満たすこと） ア 常設であること イ 床面積が原則として 30 平方メートル以上あること ウ 遊具、玩具その他必要な設備を有すること
補助対象経費	①無料の遊び場の新設及び拡張　②有料の遊び場の新設及び拡張
補助率	①1/2 補助、上限 100 万円　②1/4 補助、上限 100 万円

（10）ペレットストーブ、薪ストーブ（担当：市民協働課、TEL：23-2037）

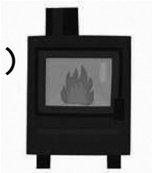

①ペレットストーブ等設置補助金

補助対象事業	木質ペレットや薪を燃料として使用するストーブの購入、設置に必要な費用の一部を補助します。
補助対象者 (全てに該当)	・市民及び市内に事務所を有する法人若しくは団体 ・ペレットストーブ等を設置する市内にある建物の所有者又は管理者
補助対象経費	ペレットストーブ等本体の購入、設置及び配管に要する経費
補助率・補助額	1/2（補助金上限額 20 万円）
申請書	ペレットストーブ等設置事業補助金交付申請書
備考	交流センター等を対象にしたモデル事業もあります。詳細についてはお気軽にお問い合わせください。

②木質ペレット燃料購入補助金

補助対象事業	市内で製造された木質ペレット燃料の購入費用の一部を補助します。
補助対象者	市民及び市内に事務所を有する法人若しくは団体
補助対象経費	市内で木質ペレット燃料の製造及び販売を行っている事業者から、自ら使用することを目的とする木質ペレット燃料の購入費用
補助額	木質ペレット燃料の購入 1 キログラムあたり 6 円（年度内で上限 10 万円）
申請書	木質ペレット燃料購入者支援補助金交付申請書

③ペレットボイラー等設置補助金

補助対象事業	木質バイオマス（ペレット、薪、チップ）を燃料として使用するボイラー及び温風暖房機の購入、設置に必要な費用の一部を補助します。
補助対象者 （全てに該当）	・市民及び市内に事務所を有する法人若しくは団体 ・ペレットボイラー等を設置する市内にある建物の所有者又は管理者
補助対象経費	ペレットボイラー等の購入、設置及び配管に要する経費
補助率・補助額	1/2（補助金上限額 300 万円）
申請書	ペレットボイラー等設置事業補助金交付申請書

（11）太陽光発電システム設置補助金
（担当：市民協働課、TEL：23-2037）

補助対象事業	住宅用または事業所用太陽光発電システムの設置費用の一部を補助します。
補助対象要件 （全てに該当）	・建物の屋根にシステムを設置すること ・発電容量が 2 キロワット以上の未使用品を設置すること ・送配電会社と系統連系に関する契約を締結すること
補助額	1 件あたり 5 万円　※同一住宅または同一事業所は 1 回限り
申請書	太陽光発電システム設置補助金交付申請書兼請求書

2. 道路・景観

（1）道路河川管理・除雪（担当：建設維持課、TEL：23-2022）

①生活基盤整備事業

法定外公共物の道路または水路の整備に要する工事費、原材料費に対し、補助金を交付する制度です。

補助対象事業	・法定外道路の舗装工事 ・水路の目詰め、底打ち　など
補助対象経費 補助額	・工事費、材料費の 40%以内 ・上限 40 万円
申請書	生活基盤整備事業補助金交付申請書

②地域ぐるみ除排雪促進事業

市の除雪対象とならない道路や、公民館、高齢者のみ世帯の住宅周辺などの除排雪を市民が自主的に行う地区に対し、市が小型除雪機械を貸与する制度です。

負担金について	地元から要望のあった除雪機械を市で入札により購入しますが、購入額のうち 360 万円までは 1 割が地元負担、360 万円を超える分については、全額が地元負担となります。
申請書	小型除雪機貸与要望書

③地域ぐるみ除排雪オペレータ育成支援事業補助金

地域ぐるみ除排雪に取り組む団体に対し、地域内の除排雪に従事する除雪オペレーターの確保、育成を支援します。

補助対象事業	・市が開催する小型車両系建設機械特別教育講習の受講費用
補助対象者	・地域ぐるみ除排雪促進事業に取り組む団体 ※地域づくり協議会、自治会、町内会など
補助対象経費 補助額	・小型車両系建設機械特別教育講習受講費用の１／２以内 ・１人あたり上限８千円
申請書	・地域ぐるみ除排雪オペレータ育成支援補助金交付申請書

④一級河川堤防の草刈り【県事業】

富山県からの協力依頼により、沿川地域住民の皆様のご協力を得ながら一級河川堤防の草刈りを実施いただく制度です。市が受付申請事務の窓口となります。

草刈り実施前に河川堤防草刈り実施計画書を市へ提出いただきます。

報償費	未定（事業完了後に支払） 参考：令和 7 年度報償費　32 円／㎡
提出書類	河川堤防草刈り実施計画書、事業完了報告書　等 (関連書類は建設維持課から該当地域へ 4 月末頃に送付予定です)

（２）散居景観保全事業補助金（屋敷林の枝打ち）
（担当：農政課、TEL：23-2016）

市内各地域の散居景観の保全・維持を目的としたものです。

地区（集落）等を単位として、全世帯の 2/3 以上又は 20 世帯以上の参加が必要であり、「散居景観を活かした地域づくり協定」を締結している地区が補助制度を活用できます。

補助要件	・専門的な技術を要する高木（屋敷林）の枝打ち、倒木の恐れのある樹木の伐採等 ・枝葉を堆肥等にリサイクルする場合は、処理・運搬費も補助対象
補助率・補助額	当該費用の 1/2（上限 20 万円）※1 世帯当たり
申請書	散居景観保全事業補助金交付申請書

（３）農業用施設（農道、用排水路）の整備
（担当：森林・農地整備課、TEL：23-2017）

①南砺市単独土地改良事業補助金

農道または用排水路の整備に要する工事費に対し、補助金申請し、交付する制度です。

補助対象事業	農業用施設（農道、用排水路）の修繕、改修等
補助対象経費	工事費（30 万円以上が対象）
補助率	山間過疎地域振興条例対象集落（10 戸未満）60% 山間過疎地域振興条例対象集落（10 戸以上）50% 上記以外の集落 40%
申請書	南砺市土地改良事業補助金等交付申請書

②県単独農業農村整備事業補助金【県事業】

土地改良施設（農道、用排水路など）の整備及びその周辺の整備に要する工事費に対し、補助金申請し、交付する制度です。

補助対象事業	土地改良施設（農道、用排水路など）の改修、整備
補助対象経費	工事費
補助率	農道、用排水路整備事業（県・市補助含む） 平地 60% 中山間地 70% ＊その他事業メニューによって補助率が異なります
問合せ	・城端、井波、福野、福光、井口地域は、 南砺市土地改良区(TEL：62-8666)へ ・平、上平、利賀地域は、南砺市森林・農地整備課へ

3．防災・防犯

（１）防災（担当：総務課、TEL：23-2028）

①初期消火資機材整備等補助金

火災による被害を最小限に抑えるため、自治会、地域づくり協議会、自主防災組織等が実施する消火栓による初期消火資機材の整備又は更新に対する補助金を交付します。

補助対象経費	消防用ホース、ホース格納箱、管そう、開栓器、地下式消火栓マンホール蓋開閉器、地下式消火栓スタンドパイプ、消火栓用口径変換アダプター　等
対象者	自治会、地域づくり協議会、自主防災組織等
補助率・補助額	補助率 1/2、上限額 200,000 円
申請書	初期消火資機材整備等補助金交付申請書
事業スケジュール	申請期限：令和８年７月３日（金） ※申請時期や状況によっては、事業開始が 10 月以降となる場合があります。

②自主防災組織資機材整備事業

災害による被害を最小限に抑えるために不可欠な地域住民の「自助・共助」による地域防災力の向上のため、自主防災組織の防災資機材及び資機材を保管する施設等の整備（防災資機材の損耗更新・修理を含む。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付します。

補助対象経費	・消火器、消火栓ホース等初期消火活動に必要な資機材 ・無線通信機、担架等救助活動に必要な資機材 ・救急箱、毛布、ろ水器等救護活動に必要な資機材 ・ビデオ教材、訓練用消火器等訓練に必要な資機材 ・ヘルメット、救命ロープ等避難誘導に必要な資機材 ・避難所運営に必要な資機材 ・防災活動の情報伝達に必要な資機材 ・浸水防止・排水等に必要な資機材 ・簡易な防災倉庫等資機材を保管する施設　等 【R７年度からの変更点】 消耗品のうち、簡易トイレ・携帯トイレも対象とします。 ※その他補助対象経費につきましてはお問い合わせください。
対象者	自主防災組織 ２度目以降の事業への補助は、原則２か年を経過した自主防災組織が対象（２度目以降の事業への補助は、地区防災計画の策定状況を考慮し、３度目以降の事業への補助は、防災訓練等の実施状況を考慮します。）となります。ただし、災害対応に伴い、緊急に整備を必要とする場合は、事前協議の上、申請することができます。

補助率・補助額	補助率 3/4、上限額 300,000 円、資機材整備を通じた活動強化計画を策定する場合は、上限額 600,000 円
申請書	地域防災力向上支援事業補助金交付申請書
事業スケジュール	◇第１次 申請期限：令和８年４月 10 日（金） 事業開始：同年７月から ◇第２次 申請期限：令和８年７月３日（金） 事業開始：同年 10 月から

③自主防災組織研修・訓練等促進事業

自主防災組織の活動活性化に向けた研修会にかかる研修及び活動活性化のための住民参加型の実動防災訓練に対し、予算の範囲内において、補助金を交付します。

補助対象経費	・研修会、ワークショップにかかる経費 ・図上訓練にかかる経費 ・住民参加型の実動防災訓練にかかる経費 【Ｒ７年度からの変更点】 研修・訓練等について、予算内の分割申請回数について、制限を設けず３回まで分割可能とします。 ※その他補助対象経費につきましてはお問い合わせください。
対象者	自主防災組織（１組織１回限り。）ただし、研修に引き続き翌年度に住民参加型実働訓練を実施する場合は、２か年連続して申請することができます。
補助率・補助額	補助率 3/4、上限額 200,000 円
申請書	地域防災力向上支援事業補助金交付申請書
事業スケジュール	◇第１次 申請期限：令和８年４月 10 日（金） 事業開始：同年７月から ◇第２次 申請期限：令和８年７月３日（金） 事業開始：同年 10 月から

④地区防災計画策定促進事業

自主防災組織が地区防災計画を策定する事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付します。

補助対象経費	・地区防災計画の策定に要した経費全般（講師に対する謝礼・交通費、会場代、印刷製本費等） ※その他補助対象経費につきましてはお問い合わせください。
対象者	自主防災組織（１組織１回限り。）
補助率・補助額	補助率 3/4、上限額 200,000 円
申請書	地域防災力向上支援事業補助金交付申請書
事業スケジュール	◇第１次 申請期限：令和８年４月 10 日（金） 事業開始：同年７月から ◇第２次 申請期限：令和８年７月３日（金） 事業開始：同年 10 月から

（２）迷惑電話防止機能付電話機等購入補助事業
（担当：市民協働課、TEL：23-2037）

65 歳以上の高齢者の方を対象に、悪質な電話勧誘や振り込め詐欺被害から守るため、「迷惑電話防止機能付電話機等」の購入補助を実施します。

対象	・高齢者のみ世帯 ・日中の在宅が高齢者のみになる世帯		
補助割合等	・固定電話機等	補助率１／２	補助上限 10,000 円
	・外付け機器	補助率１／２	補助上限 5,000 円

（３）防犯カメラ助成金（担当：市民協働課、TEL：23-2037）

南砺市防犯協会にて、防犯カメラ助成金事業を実施しております。
詳細は、南砺市防犯協会へお問い合わせください。

南砺市防犯協会　　住　所：南砺市荒木 1008（南砺警察署２階）
連絡先：0763-52-7922

南砺市役所　窓口・問い合わせ先一覧

市庁舎

〒939-1692　富山県南砺市荒木1550番地

総合政策部	政策推進課	☎23-2052	本館3F・4F
	秘書広報室	☎23-2001	本館3F
	未来創造課	☎23-2050	本館3F
	エコビレッジ推進室	☎23-2050	本館3F
	こども課	☎23-2010	本館1F
	こども家庭センター	☎23-2026	本館1F
総務部	総務課	☎23-2003	本館3F・4F
	行革推進室	☎23-2003	本館3F
	財政課	☎23-2004	本館2F
	税務課	☎23-2005	本館1F
市民協働部	市民課	☎23-2008	本館1F
	市民協働課	☎23-2037	本館2F
	福光市民センター	☎52-1111	本館1F
ブランド戦略部	農政課	☎23-2016	別館1F
	森林・農地整備課	☎23-2017	別館1F
	商工企業立地課	☎23-2018	別館2F
	PLAY　EARTH　PARK推進室	☎23-2039	別館2F
	交流観光課	☎23-2019	別館2F
ふるさと整備部	都市整備課	☎23-2021	本館2F
	建設維持課	☎23-2022	本館2F
	上下水道課	☎23-2023	本館2F
	下水道担当	☎23-2024	本館2F
教育部	教育総務課	☎23-2012	別館4F
	教育センター	☎23-2031	別館4F
	生涯学習・文化振興課	☎23-2013	別館4F
	世界遺産保全室	☎23-2014	別館2F
地域包括医療ケア部	ふくし総合窓口	☎23-2032	本館1F
会計課	会計課	☎23-2006	本館1F
議会事務局	議会事務局	☎23-2222	本館4F
監査委員事務局	監査委員事務局	☎23-2007	本館4F
農業委員会事務局	農業委員会事務局	☎23-2020	別館1F

地域包括ケアセンター

〒932-0293　富山県南砺市北川166番地1

地域包括医療ケア部	医療課	☎23-1003
	地域包括ケア課	☎23-2034
	福祉課	☎23-2009
	健康課	☎23-2027

〒939-1724　富山県南砺市梅野2007番地5

地域包括医療ケア部	保健センター	☎52-1767

市民センター

〒939-1892　富山県南砺市城端1046番地

市民協働部	城端市民センター	☎62-1212

〒939-1997　富山県南砺市下梨2240番地

市民協働部	平市民センター	☎23-2040

〒939-1998　富山県南砺市上平細島879番地

市民協働部	上平市民センター	☎23-2043

〒939-2595　富山県南砺市利賀村171番地

市民協働部	利賀市民センター	☎23-2046

〒932-0292　富山県南砺市井波520番地

市民協働部	井波市民センター	☎82-1180

〒939-1898　富山県南砺蛇喰1009番地

市民協働部	井口市民センター	☎23-2053

〒939-1596　富山県南砺市苗島4880番地

市民協働部	福野市民センター	☎22-1100